

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則

平成27年12月21日

規則第89号

改正 平成28年10月6日規則第53号

平成29年3月28日規則第16号

平成30年10月4日規則第44号

(趣旨)

第1条 この規則は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年姫路市条例第64号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（条例別表第1の規則で定める事務）

第2条 条例別表第1の姫路市福祉医療費助成条例（昭和48年姫路市条例第32号）による乳児及びこども等の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるものは、次の各号に掲げる事務とする。

- (1) 姫路市福祉医療費助成条例第3条の乳児及びこども等の福祉医療費の支給に関する事務
- (2) 姫路市福祉医療費助成条例第4条の乳児及びこども等の福祉医療費の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- (3) 姫路市福祉医療費助成条例第5条の乳児及びこども等の福祉医療費の支給方法の特例に関する事務
- (4) 姫路市福祉医療費助成条例第7条の乳児及びこども等の福祉医療費の返還に関する事務

第3条 条例別表第1の小児慢性特定疾病児童等（児童福祉法（昭和22年法律第164号）に定める小児慢性特定疾病児童等をいう。以下同じ。）及び難病（難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）に定める難病をいう。以下同じ。）の患者の福祉金の支給に関する事務であって規則で定めるものは、小児慢性特定疾病児童等及び難病の患者の福祉金の給付に関する申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とする。

第4条 条例別表第1の小児慢性特定疾病児童等の日常生活支援用具の給付に関する事務であって規則で定めるものは、小児慢性特定疾病児童等の日常生活用具の給付の申請の

受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とする。

第5条 条例別表第1の生活に困窮する外国人に対する生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定に準じて行う生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるものは、次の各号に掲げる事務とする。

- (1) 生活保護法第19条第1項の規定に準じて行う保護の実施に関する事務
- (2) 生活保護法第24条第1項の規定に準じて行う保護の開始若しくは同条第9項の規定に準じて行う保護の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- (3) 生活保護法第25条第1項の規定に準じて行う職権による保護の開始又は同条第2項の規定に準じて行う職権による保護の変更に関する事務
- (4) 生活保護法第26条の規定に準じて行う保護の停止又は廃止に関する事務
- (5) 生活保護法第55条の4第1項の規定に準じて行う就労自立給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- (6) 生活保護法第55条の5第1項の規定に準じて行う進学準備給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- (7) 生活保護法第63条の規定に準じて行う保護に要する費用の返還に関する事務
- (8) 生活保護法第77条第1項、第77条の2第1項又は第78条第1項から第3項までの規定に準じて行う徴収金の徴収（同法第78条の2第1項又は第2項の規定に準じて行う徴収金の徴収を含む。）に関する事務

第6条 条例別表第1の姫路市再開発住宅及びコミュニティ住宅条例（昭和63年姫路市条例第2号）による再開発住宅及びコミュニティ住宅の管理に関する事務であって規則で定めるものは、次の各号に掲げる事務とする。

- (1) 姫路市再開発住宅及びコミュニティ住宅条例第2条及び第2条の2の入居の申込みに係る事実についての審査に関する事務
- (2) 姫路市再開発住宅及びコミュニティ住宅条例第7条の家賃の減免に関する事務
- (3) 姫路市再開発住宅及びコミュニティ住宅条例第5条又は第12条の事業主体の承認の申請に係る事実についての審査に関する事務
- (4) 姫路市再開発住宅及びコミュニティ住宅条例第21条の明渡しの請求に関する事務
- (5) 姫路市再開発住宅及びコミュニティ住宅条例第10条、第13条、第14条、第15条及び第16条の再開発住宅及びコミュニティ住宅及び共同施設の管理に関する事務

第7条 条例別表第1の姫路市特定公共賃貸住宅条例（平成7年姫路市条例第25号）による特定公共賃貸住宅の管理に関する事務であって規則で定めるものは、次の各号に掲げる事務とする。

- (1) 姫路市特定公共賃貸住宅条例第7条の入居の申込みに係る事実についての審査に関する事務
- (2) 姫路市特定公共賃貸住宅条例第11条及び第12条の家賃の減免及び徴収猶予に関する事務
- (3) 姫路市特定公共賃貸住宅条例第14条の敷金の減免に関する事務
- (4) 姫路市特定公共賃貸住宅条例第15条の規定に基づき準用する姫路市営住宅管理条例（平成9年姫路市条例第25号）第15条及び第16条に基づく事業主体の承認の申請に係る事実についての審査に関する事務
- (5) 姫路市特定公共賃貸住宅条例第15条の規定に基づき準用する姫路市営住宅管理条例第41条（第1項第3号及び第3項を除く。）に基づく明渡しの請求に関する事務
- (6) 姫路市特定公共賃貸住宅条例第15条の規定に基づき準用する姫路市営住宅管理条例第26条、第27条、第28条、第29条、第30条、第31条、第32条、第42条及び第43条に基づく姫路市特定公共賃貸住宅の管理に関する事務

第8条 条例別表第1の姫路市福祉医療費助成条例による母子家庭の母子、父子家庭の父子及び遺児の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるものは、次の各号に掲げる事務とする。

- (1) 姫路市福祉医療費助成条例第3条の母子家庭の母子、父子家庭の父子及び遺児の福祉医療費の支給に関する事務
- (2) 姫路市福祉医療費助成条例第4条の母子家庭の母子、父子家庭の父子及び遺児の福祉医療費の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- (3) 姫路市福祉医療費助成条例第5条の母子家庭の母子、父子家庭の父子及び遺児の福祉医療費の支給方法の特例に関する事務
- (4) 姫路市福祉医療費助成条例第7条の母子家庭の母子、父子家庭の父子及び遺児の福祉医療費の返還に関する事務

第9条 条例別表第1の知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例（平成11年兵庫県条例第53号）により市が処理することとされた事務のうち、兵庫県心身障害者扶養共済制度条例施行規則（昭和45年兵庫県規則第17号）による共済制度の運営に

関する事務であって規則で定めるものは、次の各号に掲げる事務とする。

- (1) 知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例の規定により市長が処理する事務を定める規則（平成12年兵庫県規則第10号）第64条第1項の書類の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務
- (2) 兵庫県心身障害者扶養共済制度の掛金の免除及び扶助に係る申請書の送付、その申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

第10条 条例別表第1の重度障害者の介護手当の支給に関する事務であって規則で定めるものは、次の各号に掲げる事務とする。

- (1) 重度障害者の介護手当の受給資格の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- (2) 重度障害者の介護手当の受給資格の確認に関する事務
- (3) 重度障害者の介護手当の受給資格の更新申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- (4) 重度障害者の介護手当の受給者の住所又は氏名を変更した場合の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査に関する事務

第11条 条例別表第1の姫路市福祉医療費助成条例による高齢期移行者の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるものは、次の各号に掲げる事務とする。

- (1) 姫路市福祉医療費助成条例第3条の高齢期移行者の福祉医療費の支給に関する事務
- (2) 姫路市福祉医療費助成条例第4条の高齢期移行者の福祉医療費の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- (3) 姫路市福祉医療費助成条例第5条の高齢期移行者の福祉医療費の支給方法の特例に関する事務
- (4) 姫路市福祉医療費助成条例第7条の高齢期移行者の福祉医療費の返還に関する事務

第12条 条例別表第1の高齢者の住宅改造費の助成に関する事務であって規則で定めるものは、高齢者の住宅改造費の助成の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とする。

第13条 条例別表第1の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で

定めるものは、次の各号に掲げる事務とする。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条の規定により実施する地域生活支援事業給付費の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条の規定により実施する地域生活支援事業給付費の支給決定に係る地域生活支援サービスの種類若しくは支給量の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- (3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条の規定により実施する日常生活用具費の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- (4) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条の規定により実施する生活支援費用のうち自動車改造費の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

第14条 条例別表第1の姫路市福祉医療費助成条例による重度障害者の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるものは、次の各号に掲げる事務とする。

- (1) 姫路市福祉医療費助成条例第3条の重度障害者の福祉医療費の支給に関する事務
- (2) 姫路市福祉医療費助成条例第4条の重度障害者の福祉医療費の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- (3) 姫路市福祉医療費助成条例第5条の重度障害者の福祉医療費の支給方法の特例に関する事務
- (4) 姫路市福祉医療費助成条例第7条の重度障害者の福祉医療費の返還に関する事務

第15条 条例別表第1の姫路市障害者福祉金条例（昭和46年姫路市条例第3号）による障害者の福祉金の支給に関する事務であって規則で定めるものは、次の各号に掲げる事務とする。

- (1) 姫路市障害者福祉金条例第6条第1項の福祉金の受給資格の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- (2) 姫路市障害者福祉金条例第8条の福祉金の受給資格の確認に関する事務
- (3) 姫路市障害者福祉金条例施行規則（昭和46年姫路市規則第11号）第6条の受給資格の審査又は通知に関する事務
- (4) 姫路市障害者福祉金条例施行規則第8条の未支給の福祉金の請求の受理、その請求

に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務

- (5) 姫路市障害者福祉金条例施行規則第11条の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務

第16条 条例別表第1の高齢重度障害者の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるものは、次の各号に掲げる事務とする。

- (1) 高齢重度障害者の医療費の支給に関する事務
(2) 高齢重度障害者の医療費の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
(3) 高齢重度障害者の医療費の支給方法の特例に関する事務
(4) 高齢重度障害者の医療費の返還に関する事務

第17条 条例別表第1の障害者の住宅改造費の助成に関する事務であって規則で定めるものは、障害者の住宅改造費の助成の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とする。

第18条 条例別表第1の軽・中度難聴児の補聴器購入費等の助成に関する事務であって規則で定めるものは、軽・中度難聴児の補聴器購入費等の助成の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とする。

第19条 条例別表第1の姫路市立高等学校授業料等徴収条例（昭和25年姫路市条例第11号）による授業料等の徴収に関する事務であって規則で定めるものは、姫路市立高等学校授業料等徴収条例第5条の授業料、入学考査料又は入学料の減免又は徴収期限の延長に関する事務とする。

第20条 条例別表第1の義務教育を受けることが困難な児童及び生徒の就学援助に関する事務であって規則で定めるものは、次の各号に掲げる事務とする。

- (1) 就学援助対象者の認定に関する事務
(2) 就学奨励費の支給金額の算定に必要な資料に係る事実についての審査に関する事務

第21条 条例別表第1の幼稚園に就園する幼児の就園奨励に関する事務であって規則で定めるものは、次の各号に掲げる事務とする。

- (1) 姫路市立幼稚園保育費用徴収条例（昭和26年姫路市条例第15号）第3条の利用者負担額の決定に関する事務
(2) 私立幼稚園就園助成の申請に係る事実についての審査に関する事務
(3) ひょうご多子世帯軽減事業の申請に係る事実についての審査に関する事務

第21条の2 条例別表第1の教育・保育施設（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に定める教育・保育施設をいう。以下同じ。）等の利用児童の保育料の軽減に関する事務であって規則で定めるものは、教育・保育施設等利用児童の保育料の軽減の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とする。

（条例別表第2の規則で定める事務及び情報）

第22条 条例別表第2の姫路市福祉医療費助成条例による乳児及びこども等の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるものの項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に掲げる情報とする。

(1) 姫路市福祉医療費助成条例第3条の乳児及びこども等の福祉医療費の支給に関する事務 次に掲げる情報

ア 当該支給に係る乳児若しくはこども等又は当該乳児、こども等の保護者若しくは扶養義務者に係る市民税（姫路市市税条例（昭和25年姫路市条例第24号）第3条第1号に掲げる市民税（同条例第16条第1項第1号に該当する者に限る。））に関する情報（以下「市民税情報」という。）

イ 当該支給に係る乳児若しくはこども等又は当該乳児、こども等の保護者若しくは扶養義務者に係る生活保護法第19条第1項の保護の実施、同法第24条第1項の保護の開始若しくは同条第9項の保護の変更、同法第25条第1項の職権による保護の開始若しくは同条第2項の職権による保護の変更又は同法第26条の保護の停止若しくは廃止に関する情報（以下「生活保護実施情報」という。）

ウ 当該支給に係る乳児若しくはこども等又は当該乳児、こども等の保護者若しくは扶養義務者に係る生活に困窮する外国人に対する生活保護法第19条第1項の規定に準じて行う保護の実施、同法第24条第1項の規定に準じて行う保護の開始若しくは同条第9項の規定に準じて行う保護の変更、同法第25条第1項の規定に準じて行う職権による保護の開始若しくは同条第2項の規定に準じて行う職権による保護の変更又は同法第26条の規定に準じて行う保護の停止若しくは廃止に関する情報（以下「外国人生活保護実施情報」という。）

エ 当該支給に係る乳児又はこども等に係る身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の身体障害者手帳の交付に関する情報（以下「身体障害者手帳交付情報」という。）

オ 当該支給に係る乳児又はこども等に係る精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第1項の精神障害者保健福祉手帳の交付に関する情報（以下「精神障害者保健福祉手帳交付情報」という。）

カ 当該支給に係る乳児又はこども等に係る知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第9条の更生援護に関する情報（以下「知的障害者更生援護情報」という。）

キ 当該支給に係る乳児若しくはこども等又は当該乳児、こども等と同一の世帯に属する者に係る国民健康保険法（昭和33年法律第192号）による保険給付の支給に関する情報（以下「国民健康保険給付支給情報」という。）

(2) 姫路市福祉医療費助成条例第4条の乳児及びこども等の福祉医療費の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務前号アからキまでに掲げる情報

(3) 姫路市福祉医療費助成条例第5条の乳児及びこども等の福祉医療費の支給方法の特例に関する事務 第1号アからキまでに掲げる情報

(4) 姫路市福祉医療費助成条例第7条の乳児及びこども等の福祉医療費の返還に関する事務 第1号アからキまでに掲げる情報

第23条 条例別表第2の児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって規則で定めるものの項の規則で定める事務は、児童福祉法第19条の2第1項の小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務とし、同項の規則で定める情報は、当該支給に係る小児慢性特定疾病児童等又は医療費支給認定基準世帯員（児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）に定める医療費支給認定基準世帯員をいう。）に係る市民税情報とする。

第24条 条例別表第2の小児慢性特定疾病児童等及び難病の患者の福祉金の支給に関する事務であって規則で定めるものの項の規則で定める事務は、小児慢性特定疾病児童等及び難病の患者の福祉金の給付に関する申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とし、同項の規則で定める情報は、当該申請に係る小児慢性特定疾病児童等及び難病の患者又は当該小児慢性特定疾病児童等及び難病の患者と同一の世帯に属する者に係る市民税情報とする。

第25条 条例別表第2の小児慢性特定疾病児童等の日常生活支援用具の給付に関する事務であって規則で定めるものの項の規則で定める事務は、小児慢性特定疾病児童等の日常生活用具の給付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とし、同項の規則で定める情報は、当該申請に係る小児慢性特定疾

病児等又は当該小児慢性特定疾病児等と同一の世帯に属する者に係る市民税情報とする。

第26条 条例別表第2の身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるものの項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に掲げる情報とする。

(1) 身体障害者福祉法第18条第1項の障害福祉サービスの提供又は同条第2項の障害者支援施設等への入所等の措置に関する事務 次に掲げる情報

ア 当該サービス等に係る身体障害者又は当該身体障害者の扶養義務者に係る市民税情報

イ 当該サービス等に係る身体障害者又は当該身体障害者の扶養義務者に係る生活保護実施情報

ウ 当該サービス等に係る身体障害者又は当該身体障害者の扶養義務者に係る外国人生活保護実施情報

(2) 身体障害者福祉法第38条第1項の費用の徴収に関する事務 前号アからウまでに掲げる情報

第27条 条例別表第2の生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるものの項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に掲げる情報とする。

(1) 生活保護法第19条第1項の保護の実施に関する事務 次に掲げる情報

ア 生活保護法第6条第2項の要保護者若しくは同条第1項の被保護者であった者（以下この号において「要保護者等」という。）に係る外国人生活保護実施情報

イ 要保護者等に係る身体障害者手帳交付情報

ウ 要保護者等に係る精神障害者保健福祉手帳交付情報

エ 要保護者等に係る知的障害者更生援護情報

(2) 生活保護法第24条第1項の保護の開始又は同条第9項の保護の変更の申請に係る事実についての審査に関する事務 前号アからエまでに掲げる情報

(3) 生活保護法第25条第1項の職権による保護の開始又は同条第2項の職権による保護の変更に関する事務 第1号アからエまでに掲げる情報

(4) 生活保護法第26条の保護の停止又は廃止に関する事務 第1号アからエまでに掲

げる情報

- (5) 生活保護法第55条の4第1項の就労自立給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 第1号アからエまでに掲げる情報
- (6) 生活保護法第55条の5第1項の進学準備給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 第1号アからエまでに掲げる情報
- (7) 生活保護法第63条の保護に要する費用の返還に関する事務 第1号アからエまでに掲げる情報
- (8) 生活保護法第77条第1項、第77条の2第1項又は第78条第1項から第3項までの徴収金の徴収（同法第78条の2第1項又は第2項の徴収金の徴収を含む。）に関する事務 第1号アからエまでに掲げる情報

第28条 条例別表第2の生活に困窮する外国人に対する生活保護法の規定に準じて行う生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるものの項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に掲げる情報とする。

- (1) 生活保護法第19条第1項の規定に準じて行う保護の実施に関する事務 次に掲げる情報
 - ア 生活保護を受けていた者又は生活保護を受けていたといなかったとにかかわらず、保護を必要とする状態であった者（以下この号において「要保護者等」という。）に係る市民税情報
 - イ 要保護者等に係る児童手当法（昭和46年法律第73号）第8条第1項（同法附則第2条第3項において準用する場合を含む。）の児童手当又は特例給付（同法附則第2条第1項の給付をいう。）の支給に関する情報
 - ウ 要保護者等に係る介護保険法（平成9年法律第123号）第18条第1号の介護給付、同条第2号の予防給付又は同条第3号の市町村特別給付の支給に関する情報（以下「介護給付支給情報」という。）
 - エ 要保護者等に係る障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第6条の自立支援給付の支給に関する情報（以下「自立支援給付支給情報」という。）
 - オ 要保護者等に係る母子保健法（昭和40年法律第141号）第20条第1項の養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報

- カ 要保護者等に係る生活保護実施情報又は生活保護法第55条の4第1項の就労自立給付金の支給に関する情報
 - キ 要保護者等に係る児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第4条第1項の児童扶養手当の支給に関する情報（以下「児童扶養手当支給情報」という。）
 - ク 要保護者等に係る中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第1項若しくは第3項の支援給付の支給の実施又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第1項の支援給付の支給の実施に関する情報（以下「中国残留邦人等支援給付実施情報」という。）
 - ケ 要保護者等に係る身体障害者手帳交付情報
 - コ 要保護者等に係る精神障害者保健福祉手帳交付情報
 - サ 要保護者等に係る知的障害者更生援護情報
 - シ 要保護者等に係る特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）第3条第1項の特別児童扶養手当の支給に関する情報（以下「特別児童扶養手当支給情報」という。）
 - ス 要保護者等に係る国民健康保険給付支給情報
 - セ 要保護者等に係る高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による保険給付の支給に関する情報（以下「後期高齢者医療保険給付支給情報」という。）
 - ソ 要保護者等に係る国民年金法（昭和34法律第141号）第15条の年金たる給付の支給に関する情報（以下「年金給付支給情報」という。）
 - タ 要保護者等に係る特別児童扶養手当等の支給に関する法律第17条の障害児福祉手当又は同法第26条の2の特別障害者手当の支給に関する情報
 - チ 要保護者等に係る国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号。以下「昭和60年法律第34号」という。）附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報
- (2) 生活保護法第24条第1項の規定に準じて行う保護の開始若しくは同条第9項の規定に準じて行う保護の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 前号アからチまでに掲げる情報
- (3) 生活保護法第25条第1項の規定に準じて行う職権による保護の開始又は同条第2項の規定に準じて行う職権による保護の変更に関する事務 第1号アからチまでに掲

げる情報

- (4) 生活保護法第26条の規定に準じて行う保護の停止又は廃止に関する事務 第1号アからチまでに掲げる情報
- (5) 生活保護法第55条の4第1項の規定に準じて行う就労自立給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 第1号アからチまでに掲げる情報
- (6) 生活保護法第55条の5第1項の規定に準じて行う進学準備給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 第1号アからチまでに掲げる情報
- (7) 生活保護法第63条の規定に準じて行う保護に要する費用の返還に関する事務 第1号アからチまでに掲げる情報
- (8) 生活保護法第77条第1項、第77条の2第1項又は第78条第1項から第3項までの規定に準じて行う徴収金の徴収（同法第78条の2第1項又は第2項の規定に準じて行う徴収金の徴収を含む。）に関する事務 第1号アからチまでに掲げる情報

第29条 条例別表第2の地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務であつて規則で定めるものの項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に掲げる情報とする。

- (1) 姫路市市税条例第25条の5の社会保険料控除額の控除に関する事務 次に掲げる情報
 - ア 納税義務者又は当該納税義務者の配偶者若しくは扶養親族に係る介護保険法第129条の保険料に関する情報（以下「介護保険料情報」という。）
 - イ 納税義務者又は当該納税義務者の配偶者若しくは扶養親族に係る国民健康保険法第76条の保険料に関する情報
 - ウ 納税義務者又は当該納税義務者の配偶者若しくは扶養親族に係る高齢者の医療の確保に関する法律第104条の保険料に関する情報（以下「後期高齢者医療保険料情報」という。）
- (2) 姫路市市税条例第25条の5の障害者控除額の控除に関する事務 納税義務者又は当該納税義務者の配偶者若しくは扶養親族に係る知的障害者更生援護情報
- (3) 姫路市市税条例第30条の9の2の特別徴収に関する事務 納税義務者に係る介護

保険料情報

- (4) 姫路市市税条例第73条の軽自動車税の減免に関する事務 納税義務者又は納税義務者と同一の家屋に起居する者に係る知的障害者更生援護情報

第30条 条例別表第2の姫路市再開発住宅及びコミュニティ住宅条例による再開発住宅及びコミュニティ住宅の管理に関する事務であって規則で定めるものの項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に掲げる情報とする。

- (1) 姫路市再開発住宅及びコミュニティ住宅条例第2条及び第2条の2の入居の申込みに係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

ア 姫路市再開発住宅及びコミュニティ住宅条例第1条の2第1項及び第6項に掲げる再開発住宅及びコミュニティ住宅の入居者又は同居者（以下この条において「再開発住宅及びコミュニティ住宅の入居者等」という。）に係る市民税情報

イ 再開発住宅及びコミュニティ住宅の入居者等に係る身体障害者福祉法第15条第1項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

ウ 再開発住宅及びコミュニティ住宅の入居者等に係る精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第1項の精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

- (2) 姫路市再開発住宅及びコミュニティ住宅条例第7条の家賃の減免に関する事務

前号アからウまでに掲げる情報並びに再開発住宅及びコミュニティ住宅入居者等に係る生活保護実施情報又は外国人生活保護実施情報

- (3) 姫路市再開発住宅及びコミュニティ住宅条例第5条又は第12条の事業主体の承認の申請に係る事実についての審査に関する事務 第1号アからウまでに掲げる情報

- (4) 姫路市再開発住宅及びコミュニティ住宅条例第21条の明渡しの請求に関する事務 第1号イ及びウに掲げる情報並びに再開発住宅及びコミュニティ住宅入居者等に係る生活保護実施情報又は外国人生活保護実施情報

- (5) 姫路市再開発住宅及びコミュニティ住宅条例第10条、第13条、第14条、第15条及び第16条の再開発住宅及びコミュニティ住宅及び共同施設の管理に関する事務 前号に掲げる情報

第31条 条例別表第2の姫路市特定公共賃貸住宅条例による特定公共賃貸住宅の管理に関する事務であって規則で定めるものの項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に掲

げる情報とする。

(1) 姫路市特定公共賃貸住宅条例第7条の入居の申込みに係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

ア 姫路市特定公共賃貸住宅条例第2条第1項に掲げる姫路市特定公共賃貸住宅の入居者又は同居者（以下この条において「特定公共賃貸住宅の入居者等」という。）に係る市民税情報

イ 姫路市特定公共賃貸住宅の入居者等に係る身体障害者福祉法第15条第1項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

ウ 姫路市特定公共賃貸住宅の入居者等に係る精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第1項の精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

(2) 姫路市特定公共賃貸住宅条例第11条及び第12条の家賃の減免及び徴収猶予に関する事務 前号アからウまでに掲げる情報及び特定公共賃貸住宅入居者等に係る生活保護実施情報又は外国人生活保護実施情報

(3) 姫路市特定公共賃貸住宅条例第14条の敷金の減免に関する事務 前号に掲げる情報

(4) 姫路市特定公共賃貸住宅条例第15条の規定に基づき準用する姫路市営住宅管理条例第15条及び第16条に基づく事業主体の承認の申請に係る事実についての審査に関する事務 第1号アからウまでに掲げる情報

(5) 姫路市特定公共賃貸住宅条例第15条の規定に基づき準用する姫路市営住宅管理条例第41条（第1項第3号及び第3項を除く。）に基づく明渡しの請求に関する事務 第1号イ及びウに掲げる情報並びに特定公共賃貸住宅の入居者等に係る生活保護実施情報又は外国人生活保護実施情報

(6) 姫路市特定公共賃貸住宅条例第15条の規定に基づき準用する姫路市営住宅管理条例第26条、第27条、第28条、第29条、第30条、第31条、第32条、第42条及び第43条に基づく姫路市特定公共賃貸住宅の管理に関する事務 前号に掲げる情報

第32条 条例別表第2の姫路市福祉医療費助成条例による母子家庭の母子、父子家庭の父子及び遺児の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるものの項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に掲げる情報とする。

(1) 姫路市福祉医療費助成条例第3条の母子家庭の母子、父子家庭の父子及び遺児の福

祉医療費の支給に関する事務 次に掲げる情報

ア 当該支給に係る母子家庭の母子、父子家庭の父子若しくは遺児又は当該母子家庭の母子、父子家庭の父子若しくは遺児の扶養義務者に係る市民税情報

イ 当該支給に係る母子家庭の母子、父子家庭の父子若しくは遺児又は当該母子家庭の母子、父子家庭の父子若しくは遺児の扶養義務者に係る生活保護実施情報

ウ 当該支給に係る母子家庭の母子、父子家庭の父子若しくは遺児又は当該母子家庭の母子、父子家庭の父子若しくは遺児の扶養義務者に係る外国人生活保護実施情報

エ 当該支給に係る母子家庭の母子、父子家庭の父子若しくは遺児又は当該母子家庭の母子、父子家庭の父子若しくは遺児の扶養義務者に係る児童扶養手当支給情報

オ 当該支給に係る母子家庭の母子、父子家庭の父子又は遺児に係る身体障害者手帳交付情報

カ 当該支給に係る母子家庭の母子、父子家庭の父子又は遺児に係る精神障害者保健福祉手帳交付情報

キ 当該支給に係る母子家庭の母子、父子家庭の父子又は遺児に係る知的障害者更生援護情報

ク 当該支給に係る母子家庭の母子、父子家庭の父子若しくは遺児又は当該母子家庭の母子、父子家庭の父子若しくは遺児と同一の世帯に属する者に係る国民健康保険給付支給情報

(2) 姫路市福祉医療費助成条例第4条の母子家庭の母子、父子家庭の父子及び遺児の福祉医療費の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 前号アからクまでに掲げる情報

(3) 姫路市福祉医療費助成条例第5条の母子家庭の母子、父子家庭の父子及び遺児の福祉医療費の支給方法の特例に関する事務 第1号アからクまでに掲げる情報

(4) 姫路市福祉医療費助成条例第7条の母子家庭の母子、父子家庭の父子及び遺児の福祉医療費の返還に関する事務 第1号アからクまでに掲げる情報

第33条 条例別表第2の国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるものの項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に掲げる情報とする。

(1) 国民健康保険法第56条第1項の他の法令等による医療に関する給付との調整に関する事務 次に掲げる情報

ア 被保険者に係る介護給付支給情報

イ 被保険者に係る自立支援給付支給情報

ウ 被保険者に係る後期高齢者医療保険給付支給情報

エ 被保険者に係る姫路市福祉医療費助成条例第3条の乳児及び子ども等の福祉医療費、母子家庭の母子、父子家庭の父子及び遺児の福祉医療費、高齢期移行者の福祉医療費又は重度障害者の福祉医療費の支給に関する情報（以下「福祉医療費支給情報」という。）

(2) 国民健康保険法第57条の2第1項の高額療養費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る福祉医療費支給情報

(3) 国民健康保険法第57条の3第1項の高額介護合算療養費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る福祉医療費支給情報

(4) 国民健康保険法第76条の保険料の賦課に関する事務 次に掲げる情報

ア 被保険者に係る介護保険料情報

イ 被保険者に係る介護保険法第9条の被保険者に関する情報

ウ 被保険者に係る生活保護実施情報

エ 被保険者に係る外国人生活保護実施情報

オ 被保険者に係る後期高齢者医療保険料情報

(5) 国民健康保険法第82条第1項の保健事業の実施に関する事務 次に掲げる情報

ア 被保険者に係る自立支援給付支給情報

イ 被保険者に係る老人福祉法（昭和38年法律第133号）第11条第1項の老人ホームへの入所等に関する情報（以下「老人ホーム入所情報」という。）

第34条 条例別表第2の知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるものの項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に掲げる情報とする。

(1) 知的障害者福祉法第15条の4の障害福祉サービスの提供に関する事務 次に掲げる情報

ア 当該サービスに係る知的障害者又は当該知的障害者の扶養義務者に係る市民税情報

イ 当該サービスに係る知的障害者又は当該知的障害者の扶養義務者に係る生活保護実施情報

ウ 当該サービスに係る知的障害者又は当該知的障害者の扶養義務者に係る外国人生活保護実施情報

(2) 知的障害者福祉法第16条第1項第2号の障害者支援施設等への入所等の措置に関する事務 前号アからウまでに掲げる情報

(3) 知的障害者福祉法第27条の費用の徴収に関する事務 第1号アからウまでに掲げる情報

第35条 条例別表第2の児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって規則で定めるものの項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に掲げる情報とする。

(1) 児童扶養手当法第6条の児童扶養手当の受給資格及びその額の認定の請求に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

ア 当該請求を行う者若しくは当該者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。第3号において同じ。）又は当該請求に係る児童若しくは扶養義務者（以下この号において「請求者等」という。）に係る国民健康保険給付支給情報

イ 請求者等に係る生活保護実施情報

ウ 請求者等に係る外国人生活保護実施情報

エ 請求者等に係る身体障害者手帳交付情報

オ 請求者等に係る精神障害者保健福祉手帳交付情報

カ 請求者等に係る知的障害者更生援護情報

キ 請求者等に係る年金給付支給情報

(2) 児童扶養手当法第8条第1項の手当の額の改定の請求に係る事実についての審査に関する事務 前号アからキまでに掲げる情報

(3) 児童扶養手当法施行規則（昭和36年厚生省令第51号）第3条の2第1項又は第2項の支給停止に関する届出に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

ア 当該届出を行う者若しくは当該者の配偶者又は当該届出に係る児童若しくは扶養義務者（以下この号において「届出者等」という。）に係る生活保護実施情報

イ 届出者等に係る外国人生活保護実施情報

ウ 届出者等に係る国民健康保険給付支給情報

- エ 届出者等に係る身体障害者手帳交付情報
- オ 届出者等に係る精神障害者保健福祉手帳交付情報
- カ 届出者等に係る知的障害者更生援護情報
- キ 届出者等に係る年金給付支給情報

- (4) 児童扶養手当法施行規則第3条の4第1項から第3項までの一部支給停止の適用除外に関する届出に係る事実についての審査に関する事務 前号アからキまでに掲げる情報
- (5) 児童扶養手当法施行規則第4条の現況の届出に係る事実についての審査に関する事務 第3号アからキまでに掲げる情報
- (6) 児童扶養手当法施行規則第4条の2の障害の状態の届出に係る事実についての審査に関する事務 第3号アからキまでに掲げる情報

第36条 条例別表第2の特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務であつて規則で定めるものの項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に掲げる情報とする。

- (1) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律第5条の特別児童扶養手当の受給資格及びその額の認定の請求に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報
 - ア 当該請求を行う者若しくは当該者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。第3号において同じ。）又は当該請求に係る児童若しくは扶養義務者（以下この号において「請求者等」という。）に係る生活保護実施情報
 - イ 請求者等に係る外国人生活保護実施情報
 - ウ 当該請求に係る児童に係る身体障害者手帳交付情報
 - エ 当該請求に係る児童に係る精神障害者保健福祉手帳交付情報
 - オ 当該請求に係る児童に係る知的障害者更生援護情報
 - カ 当該請求に係る児童に係る年金給付支給情報
- (2) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律第16条において読み替えて準用する児童扶養手当法第8条第1項の手当の額の改定の請求に係る事実についての審査に関する事務 前号アからカまでに掲げる情報
- (3) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行規則（昭和39年厚生省令第38号）第4条の届出に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

- ア 当該届出を行う者若しくは当該者の配偶者又は当該届出に係る児童若しくは扶養義務者（以下この号において「届出者等」という。）に係る生活保護実施情報
- イ 届出者等に係る外国人生活保護実施情報
- ウ 当該届出に係る児童に係る身体障害者手帳交付情報
- エ 当該届出に係る児童に係る精神障害者保健福祉手帳交付情報
- オ 当該届出に係る児童に係る知的障害者更生援護情報
- カ 当該届出に係る児童に係る年金給付支給情報

第37条 条例別表第2の特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和60年法律第34号附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する事務であって規則で定めるものの項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に掲げる情報とする。

- (1) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律第19条（同法第26条の5において準用する場合を含む。）の障害児福祉手当又は特別障害者手当の受給資格及びその額の認定の請求に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報
 - ア 当該請求を行う者に係る身体障害者手帳交付情報
 - イ 当該請求を行う者に係る精神障害者保健福祉手帳交付情報
 - ウ 当該請求を行う者に係る知的障害者更生援護情報
 - エ 当該請求を行う者に係る年金給付支給情報
- (2) 障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令（昭和50年厚生省令第34号）第5条（同令第16条において読み替えて準用する場合を含む。）の届出に係る事実についての審査に関する事務 前号アからエまでに掲げる情報

第38条 条例別表第2の知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例により市が処理することとされた事務のうち、兵庫県心身障害者扶養共済制度条例施行規則による共済制度の運営に関する事務であって規則で定めるものの項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に掲げる情報とする。

- (1) 知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例の規定により市長が処理する事務を定める規則第64条第1項の書類の届出に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報
 - ア 当該届出に係る心身障害者に係る身体障害者手帳交付情報

イ 当該届出に係る心身障害者に係る精神障害者保健福祉手帳交付情報

ウ 当該届出に係る心身障害者に係る知的障害者更生援護情報

(2) 兵庫県心身障害者扶養共済制度の掛金の免除及び扶助の申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

ア 当該届出に係る加入者又は当該加入者同一の世帯に属する者に係る市民税情報

イ 当該届出に係る加入者又は当該加入者同一の世帯に属する者に係る生活保護実施情報

ウ 当該届出に係る加入者又は当該加入者同一の世帯に属する者に係る外国人生活保護実施情報

第39条 条例別表第2の重度障害者の介護手当の支給に関する事務であって規則で定めるものの項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に掲げる情報とする。

(1) 重度障害者の介護手当の受給資格の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

ア 当該申請に係る重度障害者同一の世帯に属する者に係る市民税情報

イ 当該申請に係る重度障害者に係る介護給付支給情報

ウ 当該申請に係る重度障害者に係る自立支援給付支給情報

エ 当該申請に係る重度障害者に係る身体障害者手帳交付情報

オ 当該申請に係る重度障害者に係る知的障害者更生援護情報

(2) 重度障害者の介護手当の受給資格の更新申請に係る事実についての審査に関する事務 前号アからオまでに掲げる情報

第40条 条例別表第2の児童手当法による児童手当又は特例給付（同法附則第2条第1項に規定する給付をいう。）の支給に関する事務であって規則で定めるものの項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に掲げる情報とする。

(1) 児童手当法第7条第1項（同法第17条第1項（同法附則第2条第3項において準用する場合を含む。）及び同法附則第2条第3項において適用し、又は準用する場合を含む。）の児童手当又は特例給付（同法附則第2条第1項の給付をいう。）の受給資格及びその額についての認定の請求に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

ア 当該請求を行う者若しくは当該者の配偶者又は当該請求に係る児童（以下この号

において「請求者等」という。)に係る生活保護実施情報

イ 請求者等に係る外国人生活保護実施情報

ウ 請求者等に係る年金給付支給情報

(2) 児童手当法第26条(同条第2項を除き、同法附則第2条第3項において準用する場合を含む。)の届出に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

ア 当該届出を行う者若しくは当該者の配偶者又は当該届出に係る児童(以下この号において「届出者等」という。)に係る生活保護実施情報

イ 届出者等に係る外国人生活保護実施情報

ウ 届出者等に係る年金給付支給情報

第41条 条例別表第2の高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるものの項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に掲げる情報とする。

(1) 高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付に関する事務 次に掲げる情報

ア 被保険者に係る介護給付支給情報

イ 被保険者に係る自立支援給付支給情報

ウ 被保険者に係る国民健康保険給付支給情報

エ 被保険者に係る老人ホーム入所情報

オ 被保険者に係る高齢重度障害者医療費の助成に関する情報

(2) 高齢者の医療の確保に関する法律第104条の保険料の徴収に関する事務 次に掲げる情報

ア 被保険者に係る介護保険料情報

イ 被保険者に係る生活保護実施情報

ウ 被保険者に係る外国人生活保護実施情報

エ 被保険者又は本市に住所を有する65歳以上75歳未満の者であって、高齢者の医療の確保に関する法律施行令(平成19年政令第318号)第3条に定める程度の障害の状態にある者(以下この号において「被保険者等」という。)に係る身体障害者手帳交付情報

オ 被保険者等に係る精神障害者保健福祉手帳交付情報

カ 被保険者等に係る知的障害者更生援護情報

キ 被保険者等に係る年金給付支給情報又は昭和60年法律第34号附則第32条第1項の規定によりなお従前の例によるものとされた同法第1条の規定による改正前の国民年金法による老齢福祉年金の給付に関する情報（以下「老齢福祉年金給付情報」という。）

ク 被保険者等に係る姫路市福祉医療費助成条例第3条の重度障害者の福祉医療費の支給に関する情報

ケ 被保険者等に係る高齢重度障害者医療費の助成に関する情報

第42条 条例別表第2の介護保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるものの項の規則で定める事務は、介護保険法第129条の保険料の徴収に関する事務とし、同項の規則で定める情報は、次の各号に掲げる情報とする。

(1) 被保険者に係る障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第19条第1項の規定による支給決定（同法第5条第6項に規定する療養介護及び同条第10項に規定する施設入所支援に係るものに限る。）に関する情報

(2) 被保険者に係る老齢福祉年金給付情報

第43条 条例別表第2の姫路市福祉医療費助成条例による高齢期移行者の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるものの項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に掲げる情報とする。

(1) 姫路市福祉医療費助成条例第3条の高齢期移行者の福祉医療費の支給に関する事務 次に掲げる情報

ア 当該支給に係る高齢期移行者又は当該高齢期移行者と同一の世帯に属する者に係る市民税情報

イ 当該支給に係る高齢期移行者に係る介護給付支給情報

ウ 当該支給に係る高齢期移行者又は当該高齢期移行者と同一の世帯に属する者に係る生活保護実施情報

エ 当該支給に係る高齢期移行者又は当該高齢期移行者と同一の世帯に属する者に係る外国人生活保護実施情報

オ 当該支給に係る高齢期移行者に係る身体障害者手帳交付情報

カ 当該支給に係る高齢期移行者に係る精神障害者保健福祉手帳交付情報

キ 当該支給に係る高齢期移行者に係る知的障害者更生援護情報

ク 当該支給に係る高齢期移行者又は当該高齢期移行者と同一の世帯に属する者に係

る国民健康保険給付支給情報

- (2) 姫路市福祉医療費助成条例第4条の高齢期移行者の福祉医療費の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 前号アからクまでに掲げる情報
- (3) 姫路市福祉医療費助成条例第5条の高齢期移行者の福祉医療費の支給方法の特例に関する事務 第1号アからクまでに掲げる情報
- (4) 姫路市福祉医療費助成条例第7条の高齢期移行者の福祉医療費の返還に関する事務 第1号アからクまでに掲げる情報

第44条 条例別表第2の高齢者の住宅改造費の助成に関する事務であって規則で定めるものの項の規則で定める事務は、高齢者の住宅改造費の助成の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とし、同項の規則で定める情報は、次の各号に掲げる情報とする。

- (1) 当該助成に係る高齢者又は当該高齢者と同一の住所に居住する者に係る市民税情報
- (2) 当該助成に係る高齢者に係る介護給付支給情報
- (3) 当該助成に係る高齢者又は当該高齢者と同一の住所に居住する者に係る生活保護実施情報
- (4) 当該助成に係る高齢者又は当該高齢者と同一の住所に居住する者に係る外国人生活保護実施情報

第45条 条例別表第2の健康増進法（平成14年法律第103号）による健康増進事業の実施に関する事務であって規則で定めるものの項の規則で定める事務は、健康増進法第17条第1項又は第19条の2の健康増進事業の実施に関する事務とし、同項の規則で定める情報は、当該事業の実施に係る対象者又は当該対象者と同一の世帯に属する者に係る市民税情報とする。

第46条 条例別表第2の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する事務であって規則で定めるものの項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に掲げる情報とする。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第6条の自立支援給付（自立支援医療を除く。）の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

- ア 当該支給に係る対象者に係る介護給付支給情報
- イ 当該支給に係る対象者に係る身体障害者手帳交付情報
- ウ 当該支給に係る対象者に係る精神障害者保健福祉手帳交付情報
- エ 当該支給に係る対象者に係る知的障害者更生援護情報
- オ 当該支給に係る対象者に係る国民健康保険給付支給情報
- カ 当該支給に係る対象者に係る後期高齢者医療保険給付支給情報
- キ 当該支給に係る対象者に係る年金給付支給情報

(2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第24条第2項の介護給付費等の支給決定の変更に関する事務 前号アからキまでに掲げる情報

(3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第53第1項の自立支援医療費の支給認定の申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

- ア 当該支給に係る対象者に係る身体障害者手帳交付情報
- イ 当該支給に係る対象者又は支給認定基準世帯員（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）に定める支給認定基準世帯員をいう。以下この号において同じ。）に係る国民健康保険給付支給情報
- ウ 当該支給に係る対象者又は支給認定基準世帯員に係る後期高齢者医療保険給付支給情報
- エ 当該支給に係る対象者に係る年金給付支給情報

(4) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第56第2項の自立支援医療費の支給認定の変更に関する事務 前号アからエまでに掲げる情報

第47条 条例別表第2の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるものの項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に掲げる情報とする。

(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条の規定により実施する地域生活支援事業給付費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

- ア 当該支給に係る対象者又は当該対象者と同一の世帯に属する者に係る市民税情報
- イ 当該支給に係る対象者に係る介護給付支給情報
- ウ 当該支給に係る対象者又は当該対象者と同一の世帯に属する者に係る生活保護実

施情報

エ 当該支給に係る対象者又は当該対象者と同一の世帯に属する者に係る外国人生活保護実施情報

オ 当該支給に係る対象者に係る身体障害者手帳交付情報

カ 当該支給に係る対象者に係る精神障害者保健福祉手帳交付情報

キ 当該支給に係る対象者に係る知的障害者更生援護情報

ク 当該支給に係る対象者に係る難病の患者に対する医療等に関する法律第7条の特定医療費の支給認定等に関する情報

(2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条の規定により実施する地域生活支援事業給付費の支給決定に係る地域生活支援サービスの種類又は支給量の変更の申請に係る事実についての審査に関する事務 前号アからクまでに掲げる情報

(3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条の規定により実施する日常生活用具費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 第1号アからクまでに掲げる情報

(4) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条の規定により実施する生活支援費用のうち自動車改造費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 第1号アからクまでに掲げる情報

第48条 条例別表第2の姫路市福祉医療費助成条例による重度障害者の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるものの項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に掲げる情報とする。

(1) 姫路市福祉医療費助成条例第3条の重度障害者の福祉医療費の支給に関する事務次に掲げる情報

ア 当該支給に係る重度障害者又は当該重度障害者の配偶者若しくは扶養義務者に係る市民税情報

イ 当該支給に係る重度障害者又は当該重度障害者の配偶者若しくは扶養義務者に係る生活保護実施情報

ウ 当該支給に係る重度障害者又は当該重度障害者の配偶者若しくは扶養義務者に係る外国人生活保護実施情報

エ 当該支給に係る重度障害者に係る身体障害者手帳交付情報

オ 当該支給に係る重度障害者に係る精神障害者保健福祉手帳交付情報

カ 当該支給に係る重度障害者に係る知的障害者更生援護情報

キ 当該支給に係る重度障害者又は当該重度障害者と同一の世帯に属する者に係る国民健康保険給付支給情報

(2) 姫路市福祉医療費助成条例第4条の重度障害者の福祉医療費の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 前号アからキまでに掲げる情報

(3) 姫路市福祉医療費助成条例第5条の重度障害者の福祉医療費の支給方法の特例に関する事務 第1号アからキまでに掲げる情報

(4) 姫路市福祉医療費助成条例第7条の重度障害者の福祉医療費の返還に関する事務 第1号アからキまでに掲げる情報

第49条 条例別表第2の姫路市障害者福祉金条例による障害者の福祉金の支給に関する事務であって規則で定めるものの項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に掲げる情報とする。

(1) 姫路市障害者福祉金条例第6条第1項の福祉金の受給資格の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

ア 当該申請に係る障害者又は当該障害者と同一の世帯に属する者に係る市民税情報

イ 当該申請に係る障害者に係る身体障害者手帳交付情報

ウ 当該申請に係る障害者に係る精神障害者保健福祉手帳交付情報

エ 当該申請に係る障害者に係る知的障害者更生援護情報

(2) 姫路市障害者福祉金条例施行規則第6条の受給資格の審査に関する事務 前号アからエまでに掲げる情報

第50条 条例別表第2の高齢重度障害者の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるものの項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に掲げる情報とする。

(1) 高齢重度障害者の医療費の支給に関する事務 次に掲げる情報

ア 当該支給に係る高齢重度障害者又は当該高齢重度障害者の配偶者若しくは扶養義務者に係る市民税情報

イ 当該支給に係る高齢重度障害者又は当該高齢重度障害者の配偶者若しくは扶養義務者に係る生活保護実施情報

ウ 当該支給に係る高齢重度障害者又は当該高齢重度障害者の配偶者若しくは扶養義務者に係る外国人生活保護実施情報

エ 当該支給に係る高齢重度障害者に係る身体障害者手帳交付情報

オ 当該支給に係る高齢重度障害者に係る精神障害者保健福祉手帳交付情報

カ 当該支給に係る高齢重度障害者に係る知的障害者更生援護情報

キ 当該支給に係る高齢重度障害者又は当該高齢重度障害者と同一の世帯に属する者に係る後期高齢者医療保険給付支給情報

(2) 高齢重度障害者の医療費の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 前号アからキまでに掲げる情報

(3) 高齢重度障害者の医療費の支給方法の特例に関する事務 第1号アからキまでに掲げる情報

(4) 高齢重度障害者の医療費の返還に関する事務 第1号アからキまでに掲げる情報

第51条 条例別表第2の障害者の住宅改造費の助成に関する事務であって規則で定めるものの項の規則で定める事務は、障害者の住宅改造費の助成の申請に係る事実についての審査に関する事務とし、同項の規則で定める情報は、次の各号に掲げる情報とする。

(1) 当該助成に係る障害者又は当該障害者と同一の住所に居住する者に係る市民税情報

(2) 当該助成に係る障害者に係る介護給付支給情報

(3) 当該助成に係る障害者又は当該障害者と同一の住所に居住する者に係る生活保護実施情報

(4) 当該助成に係る障害者又は当該障害者と同一の住所に居住する者に係る外国人生活保護実施情報

(5) 当該助成に係る障害者に係る身体障害者手帳交付情報

(6) 当該助成に係る障害者に係る知的障害者更生援護情報

第52条 条例別表第2の軽・中度難聴児の補聴器購入費等の助成に関する事務であって規則で定めるものの項の規則で定める事務は、軽・中度難聴児の補聴器購入費等の助成の申請に係る事実についての審査に関する事務とし、同項の規則で定める情報は、次の各号に掲げる情報とする。

(1) 当該申請に係る軽・中度難聴児又は当該軽・中度難聴児と同一の世帯に属する者に係る市民税情報

(2) 当該申請に係る軽・中度難聴児に係る身体障害者手帳交付情報

第53条 条例別表第2の子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるものの項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に掲げる情報とする。

(1) 子ども・子育て支援法第11条の子どものための教育・保育給付の支給に関する事務

次に掲げる情報

ア 当該支給に係る子ども又は当該子どもと同一の世帯に属する者に係る市民税情報

イ 当該支給に係る子ども又は当該子どもと同一の世帯に属する者に係る自立支援給付支給情報

ウ 当該支給に係る子ども又は当該子どもと同一の世帯に属する者に係る児童福祉法第21条の6の障害児通所支援に関する情報

エ 当該支給に係る子ども又は当該子どもと同一の世帯に属する者に係る生活保護実施情報

オ 当該支給に係る子ども又は当該子どもと同一の世帯に属する者に係る外国人生活保護実施情報

カ 当該支給に係る子ども又は当該子どもと同一の世帯に属する者に係る児童扶養手当支給情報

キ 当該支給に係る子ども又は当該子どもと同一の世帯に属する者に係る中国残留邦人等支援給付実施情報

ク 当該支給に係る子ども又は当該子どもと同一の世帯に属する者に係る身体障害者手帳交付情報

ケ 当該支給に係る子ども又は当該子どもと同一の世帯に属する者に係る精神障害者保健福祉手帳交付情報

コ 当該支給に係る子ども又は当該子どもと同一の世帯に属する者に係る知的障害者更生援護情報

サ 当該支給に係る子ども又は当該子どもと同一の世帯に属する者に係る特別児童扶養手当支給情報

シ 当該支給に係る子ども又は当該子どもと同一の世帯に属する者に係る年金給付支給情報（障害基礎年金の支給に限る。）

(2) 子ども・子育て支援法第59条第6号の子育て短期支援事業の実施に関する事務 次に掲げる情報

ア 当該事業の実施に係る子ども又は当該子どもと同一の世帯に属する者に係る市民税情報

イ 当該事業の実施に係る子ども又は当該子どもと同一の世帯に属する者に係る生活保護実施情報

ウ 当該事業の実施に係る子ども又は当該子どもと同一の世帯に属する者に係る外国人生活保護実施情報

(3) 子ども・子育て支援法第59条第11号の病児保育事業の実施に関する事務 次に掲げる情報

ア 当該事業の実施に係る子ども又は当該子どもと同一の世帯に属する者に係る市民税情報

イ 当該事業の実施に係る子ども又は当該子どもと同一の世帯に属する者に係る生活保護実施情報

ウ 当該事業の実施に係る子ども又は当該子どもと同一の世帯に属する者に係る外国人生活保護実施情報

第53条の2 条例別表第2の教育・保育施設等利用児童の保育料の軽減に関する事務であって規則で定めるものの項の規則で定める事務は、教育・保育施設等利用児童の保育料の軽減の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とし、同項の規則で定める情報は、当該申請に係る児童又は当該児童と同一の世帯に属する者に係る市民税情報とする。

(条例別表第3の規則で定める事務及び情報)

第54条 条例別表第3の学校保健安全法（昭和33年法律第56号）による医療に要する費用についての援助に関する事務であって規則で定めるものの項の規則で定める事務は、学校保健安全法第24条の援助の対象となる者の認定に関する事務とし、同項の規則で定める情報は、次の各号に掲げる情報とする。

(1) 学校保健安全法第24条の保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る市民税情報

(2) 学校保健安全法第24条の保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る生活保護実施情報

(3) 学校保健安全法第24条の保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る外国人生活保護実施情報

第55条 条例別表第3の姫路市立高等学校授業料等徴収条例による授業料等の徴収に関する

る事務であって規則で定めるものの項の規則で定める事務は、姫路市立高等学校授業料等徴収条例第5条の授業料、入学考査料又は入学料の減免又は徴収期限の延長に関する事務とし、同項の規則で定める情報は、次の各号に掲げる情報とする。

- (1) 当該授業料、入学考査料若しくは入学料の納入義務者又は当該納入義務者と同一の世帯に属する者に係る市民税情報
- (2) 当該授業料、入学考査料若しくは入学料の納入義務者又は当該納入義務者と同一の世帯に属する者に係る生活保護実施情報
- (3) 当該授業料、入学考査料若しくは入学料の納入義務者又は当該納入義務者と同一の世帯に属する者に係る外国人生活保護実施情報

第56条 条例別表第3の義務教育を受けることが困難な児童及び生徒の就学援助に関する事務であって規則で定めるものの項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に掲げる情報とする。

- (1) 就学援助対象者の認定に関する事務 次に掲げる情報
 - ア 当該認定に係る児童若しくは生徒の保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る市民税情報
 - イ 当該認定に係る児童若しくは生徒の保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る生活保護実施情報
 - ウ 当該認定に係る児童若しくは生徒の保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る外国人生活保護実施情報
- (2) 就学奨励費の支給金額の算定に必要な資料に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報
 - ア 当該審査に係る児童若しくは生徒の保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る市民税情報
 - イ 当該審査に係る児童若しくは生徒の保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る生活保護実施情報
 - ウ 当該審査に係る児童若しくは生徒の保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る外国人生活保護実施情報

第57条 条例別表第3の幼稚園に就園する幼児の就園奨励に関する事務であって規則で定めるものの項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に掲げる情報とする。

- (1) 姫路市立幼稚園保育費用徴収条例第3条の利用者負担額の決定に関する事務 次に掲げる情報
- ア 当該決定に係る幼児の保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る市民税情報
 - イ 当該決定に係る幼児の保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る生活保護実施情報
 - ウ 当該決定に係る幼児の保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る外国人生活保護実施情報
- (2) 私立幼稚園就園助成の申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報
- ア 当該申請に係る幼児の保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る市民税情報
 - イ 当該申請に係る幼児の保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る生活保護実施情報
 - ウ 当該申請に係る幼児の保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る外国人生活保護実施情報
- (3) ひょうご多子世帯軽減事業の申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報
- ア 当該申請に係る幼児の保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る市民税情報
 - イ 当該申請に係る幼児の保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る生活保護実施情報
 - ウ 当該申請に係る幼児の保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る外国人生活保護実施情報

附 則

この規則は、平成28年1月1日から施行する。

附 則（平成28年10月6日規則第53号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年3月28日規則第16号）

この規則は、平成29年7月1日から施行する。

附 則（平成30年10月4日規則第44号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第5条第7号、第27条第7号及び第28条第7号の改正規定は、平成30年10月1日から施行する。